

# 「理数が楽しくなる教育」実行委員会会則

2008年7月16日制定

2017年4月23日改訂

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この会は、「理数が楽しくなる教育」実行委員会（以下「実行委員会」という。）と称する。

(目的)

第2条 実行委員会は、高校生・大学生が理数系に興味を持ち、科学技術創造立国日本を支える人材となるために必要な準備と運営に関する事業を行うことを目的とする。

(事業)

第3条 実行委員会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 高校生・大学生を対象とした理数教育のプログラムを開発・実施すること。
- (2) 関係機関との連絡調整に関すること。
- (3) 普及啓発及び広報に関すること。
- (4) 資金調達及び運用に関すること。
- (5) その他「理数が楽しくなる教育」実施に必要なこと。

## 第2章 組織

(実行委員会構成)

第4条 実行委員会は、理事長、理事、及び事務局員を持って構成する。

(理事会構成)

第5条 実行委員会に理事会を置き、実行委員会の活動を決定する。

2. 理事会は協賛団体からの選出理事、および理事長が委託した理事をもって構成する。

(役員)

第6条 実行委員会に次の役員を置く。

- (1) 理事長1名（理事長は実行委員会会長を兼務する）

- (2) 理事若干名
- (3) 事務局長 1 名
- (4) 監事 1 名

#### (役員を選任)

第 7 条 初代の理事長は、秋田大学工学資源学部附属ものづくり創造工学センター長をもって充てる。

- 2 2代目以降の理事長は、理事会で選出する。
- 3 事務局長、監事及び顧問は、理事長が委嘱する。
- 4 各地方大会の運営よりそれぞれ 1 名の理事を選出する。
- 5 参画する高校指導教員の選出により、1名の理事を選出することができる。

#### (役員職務)

第 8 条 理事長は、実行委員会を代表し、会務を掌理し、会議の議長となる。

- 2 事務局長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるときはその職務を代行する。

#### (任期)

第 9 条 役員任期交代のタイミングは 1 月末日とする。

- 2 理事長および事務局長の任期は、1 年とする。
- 3 理事の任期は 1 年とする。
- 4 役員が任期途中で交代する場合は、理事会で協議する。

### 第 3 章 会議

#### (理事会)

第 10 条 理事会は、理事長及び理事をもって構成する。

- 2 理事会は、理事長が必要のつど招集し、次の各号に掲げる事項を審議し決定する。
  - (1) 会則の制定及び改廃に関する事。
  - (2) 運営の基本方針に関する事。
  - (3) 事業計画及び予算に関する事。
  - (4) 決算に関する事。
  - (5) その他全各号に準ずる重要な事項に関する事。
- 3 会議の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは理事長の決するところによる。

## 第4章 財務

### (経費)

第11条 実行委員会の経費は、補助金、寄付金、協賛金及びその他の収入をもって充てる。

### (委託)

第12条 実行委員会が実施する各種事業の実務は、理事長の監督の下、外部に委託できる。

### (残余財産の帰属)

第13条 実行委員会が解散した場合において、その残余財産が生じたときは、実行委員会でその処分を決定する。

## 第5章 事務局

### (事務局)

第14条 実行委員会の事務を処理するため、事務局長を長とした事務局をおく。

2 事務局に関し必要な事項は、理事長・事務局が協議し別に定める。

## 第6章 補則

### (委任)

第15条 この会則に定めるもののほか、必要な事項は理事長が事務局と協議の上、別に定める。

## 附則

1 この会則は、平成20年7月16日から施行し、運営に関する一切の事業を完了したときをもってその効力を失う。